

白馬村教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村規則第16号

白馬村教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の
一部を改正する規則

白馬村教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成29年白馬村規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。